

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和四十三年五月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「（５）

第六号様式の裏面（その二）中「２ 「平衡機能障害」の状態及び所見」を

２ 「

身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

（注）２級と診断する場合、記載すること。

（有 ・ 無 ） に改める。

平衡機能障害」の状態及び所見 」

附 則

（施行期日）

１ この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。